

中国少数民族教育の概念に関する一考察 ——「多文化教育」と中国「少数民族教育」の比較を通じて——

登坂学

The Concept of Chinese Minority Education

——Comparison between “multicultural education” and Chinese “minority education” ——

Manabu TOSAKA

Abstract

The purpose of this paper is to discuss the distinctive features of the Chinese minority education, comparing it with human rights treaty, the theory of pluralist approach and multicultural education in China. In conclusion, the Chinese minority education does not promote the policy that recognizes minority culture as based solely on human rights and cultural relativity. The policy is based on the idea that ethnic minorities must be educated under the guidance of the communist party. The Chinese minority education regards poverty minority districts as restraining economic development. The Chinese minority education is essentially based on Marxism-Leninism, being closely related to the type of Liberal/Pluralist approach.

Key Words : Chinese Minority Education, Pluralism, Multicultural Education, Economic Development

キーワード：中国少数民族教育，多元主義，多文化教育，経済開発

1 はじめに

前稿において筆者は、中国少数民族地域における貧困農村の調査を通じ、義務教育普及工作が直面する諸問題を地方政府及び国家がどのように認識し解決に向け努力しているかについて明らかにした¹⁾。調査対象地に選んだ各県は、資金難に苦しみつつも厳しい条件の下で普及工作を進めていることが確認できたほか、女子教育、中学校（初級中学）建設及びIT教育がいずれの調査地にも共通する課題となっていることが明らかになった。

ところで、前稿から今ひとつ論点を抽出したい。それ

は、当局には義務教育の普及がまずもって地域経済発展の前提であるとの認識があったが、普及率の向上という数字への拘りが前面に押し出され、少数民族地域の特色ある義務教育普及という視点が希薄であるところに不自然さを覚えたことである。

周知の如く、中国は自らを「統一した多民族国家」²⁾と位置づける。それでは、中国では少数民族はどのように認知され、規定され、統合されてきたのであろうか。欧米の多文化・多民族国家と同様の理念を有する民族統合政策が行われているのであろうか。ここに、我が国に

*九州保健福祉大学 通信教育部社会福祉学部臨床福祉学科 〒882-8508 宮崎県延岡市吉野町 1714-1
Department of Clinical Welfare Service, Correspondence Course of Social Welfare, Kyushu University of Health and Welfare. 1714-1 Yoshino-Cho, Nobeoka, Miyazaki, 882-8508 JAPAN

も紹介され広く認知されている「多元主義」、及びその理念を教育に援用した「多文化教育」と、共産党が指導する中国の少数民族観や少数民族政策、そして少数民族教育の間に、何らかの決定的な違いは存在するか、という疑問が生ずる。

小論では、まず「少数民族」をめぐる諸概念を整理し、国際法規に規定されている少数民族の権利を検討する中から、少数民族のアイデンティティにとって必要な教育とはどのようなものか考える。次に中国政権の少数民族に対する「認知の歴史」を概観し、国内法において少数民族の権利はどのように保障されてきたか、また少数民族教育はそのなかでどのように位置づけられるのか明らかにする。つまり「一般理論」と「中国理論」の比較作業により、中国政府の少数民族教育に対する基本的認識が特徴付けられると考えられる。

2 少数民族とエスニシティの基本概念

2-1 エスニシティの定義

中国の少数民族教育を分析する前に、小論の視点をより明確に展開するために重要な、少数民族をめぐる諸概念を捉えなおすこととしたい。

「エスニシティ」(ethnicity)の概念は小論において特に重要である。エスニシティとは一般的に、外面的に知覚可能な「共通の出自」、「同一の文化ないし慣習」、「宗教」、「人種ないし身体的特徴」、「言語」など(客観的定義)と、第三者が知覚できない「同類意識」、「共通の価値ないしエトス」、「共同体的連帯感情」など(主観的定義)のことをいう³⁾。これらは、「エスニック・アイデンティティ」(ethnic identity)つまり民族的帰属意識の源泉となるものである。

そして上記のような共通の紐帯により結び付けられたものが「エスニック・グループ」(ethnic group)である。これは近代的な国民国家(nation)が生まれる前から存在する集団であり、国境を越えて存在し、互いに交流を持ってきたのである。これらの人々は、近代的国民国家の体制下においては部分文化集団(subcultural group)を形成する。⁴⁾

彼らがその国において少数派に属する場合は「少数民族」(ethnic minority)である。つまり少数民族はエスニシティによって特徴づけられる、ということになる。それゆえ、中国少数民族教育を考察する視点としてもエスニシティに注意を払う必要があると考えるのである。

さて、世界史に目を転ずるとき、エスニシティは往々にして国民国家を分裂させる原因となったり、国際紛争の火種となったりしてきた。梶田孝道は国際社会学の立

場から、エスニシティ問題が多発してきた原因を次の2点で説明する。それは、①近代化・経済成長が、旧来から存在した文化的差異にもとづく社会的格差を拡大・増幅したこと。②国内・国際社会における交易の増大、人間の移動の激化、交通・通信手段の進歩、国内問題と国際問題のリンケージの増加等によって、客観的には経済的・社会的単位が増大し、主観的意識のうえでもわれわれの生活世界が拡大してきたこと。たとえば経済・政治等の面で世界が相互依存関係のもとに結びつくようになったこと、マスメディア等の通信手段の発達によって国外のニュースや情報がすぐさま国内に入ってくること、人間それ自体が国境をこえて往来することが多くなったことである⁵⁾。

中国におけるエスニシティ問題を考える上でも、梶田の分析は重要な指標となる。

2-2 エスニック・マイノリティに対する国家権力の態度

とはいうものの、このようなエスニシティが要因となって起こる国内外の問題増加は、国民国家の支配層に国家分裂の危機感を抱かせる。そこで権力側は様々なアプローチでこの事態を收拾しようとする。実際にこれは社会統合のためのアプローチの差異として世界史に登場してきた。関根政美は、次のように分類している⁶⁾。

- ①「人種(差別)主義アプローチ」(Racist Approach) 人種、エスニシティの違いはそのまま人間の質の優劣を意味するのでエスニック・マイノリティは劣等集団として認識されて差別は正当化される。
- ②「同化主義アプローチ」(Assimilationist Approach) マジョリティ文化にエスニック・マイノリティは同化すべきであり、同化不可能者や拒否者への差別は当然であるとする。なお、「メルティング・ポット」(文化の坩堝)理論とも呼ばれる融合(amalgamation)は、エスニック・マイノリティが一方向的にマジョリティ文化に吸収されることなく、互いが融合しながら新しい一つの文化をつくるという点が特徴的だがこれも同化主義の一種の形態である。
- ③「多元主義的アプローチ」(Pluralist Approach) 社会統合への人種差別、同化主義アプローチが一民族、一言語、一文化主義に立脚しているのに対し、文化と言語の多様性を前提とし、かつ人々の社会参加の機会は平等であり、人種、エスニシティに従った不平等構造の防止と結果の平等の保障を理想としている。これはさらに多様性の許容レ

ベル、地域的な人口の分布の違いによって「リベラル多元主義」及び「コーポレイト多元主義」に分類できる。

「リベラル多元主義」は「文化多元主義」とも呼ばれる (Liberal/ Pluralist Approach)、文化的な多様性を許容し、エスニック・コミュニティの存在も認めるが、市民法や公的生活のもとではホスト社会の文化、言語、社会慣習に従うべきだとする。

「コーポレイト多元主義」は「構造多元主義」とも呼ばれる (Corporate/ Structural Pluralist Approach) 差別を禁止するだけでなく、被差別者は、競争上不利であることを認め、社会参加に対し積極的な財政的、法的援助を認める。これをアフーマティブ・アクション (affirmative action) と称する。

なお、関根は多元主義アプローチの下位分類として更に「連邦主義」を提示しているほか、④として「分離独立主義」を挙げている。

さて、以上に挙げた各アプローチの中で①、②など、エスニック・マイノリティに対する差別の激しい社会においては、少数者は「スティグマ」(Stigma) = 恥辱の感情を抱く傾向がある。その感情は耐え難いものであり、当該者はそこから逃れようとするが、その行動パターンには3つの型が確認されている。第1は、既に確立された社会的、文化的体系 (主流派集団) へ密かに潜入する「パッシング」(Passing) である。第2は、少数民族の地位を甘受し、自分たちの文化的特質は密かに保持しつづける「裏文化」である。第3は、前2者とは対照的に「自己顕示」することである。これを別の角度から考えれば、このような行動がしばしば見られる国は、権力側が法的に平等に見える少数民族政策をとっていても、エスニック・マイノリティにとって抑圧的な社会であるということができよう。

2-3 国際条約・規約に見るエスニシティ保障

2-1 及び2-2 によって少数民族にとってエスニシティが主客両面でいかに重要であるか、そして国家権力はエスニシティに対してどのような態度で臨んできたか、更にエスニシティ対し不寛容な態度をとった場合どのような事態を招くか把握できた。民族差別政策は、目的が国家統合という大義名分であるにせよ、現代社会において許されざるものである。ここにエスニシティに係る国際条約・規約の記述に注目する理由がある。現代において民族問題を最も公平な立場から審議し、紛争の解決を目指し、人権概念の共通認識形成に向けて努力して

いるのが国連だからである。国際条約・規約はエスニシティに対しどのように配慮しているのだろうか⁷⁾。

まず、1948年の第3回国連総会で採択された「世界人権宣言」(Universal Declaration of Human Rights) は、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受け入れることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由を享有することができる」と述べている。これは「宣言」であって、実定法上の効力は持たないが、第1項で記述したエスニシティもここに含まれると考えられる。

「宣言」は「国際人権規約」として条約化されることにより、より実効性を帯びた。A規約「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」(International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights) の第2条第2項で「この規約の締約国は、この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを約束する。」と述べられている。

「規約」はさらに少数民族のエスニシティ保持を人権として認める条文も設けている。B規約「市民的及び政治的権利に関する国際条約」(International Covenant on Civil and Political Rights) の第27条では「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ自己の言語を使用する権利を否定されない。」

前後するが第18条では「すべての者は、思想、良心、及び宗教の自由についての権利を有する。」と規定している。第1項で述べたエスニシティの「主」「客」両面はこのように保障されたのである。

さらに、1989年11月20日に第44回国連総会で採択された「子どもの権利に関する条約」(Convention on the Rights of the Child) においても、第30条に「民族上、宗教上、もしくは言語上の少数者または先住民が存在する国においては、当該少数者または先住民に属する子どもは、自己の集団の他の構成員とともに、自己の文化を享受し、自己の宗教を信仰しかつ実践し、または自己の言語を使用する権利を否定されない」と規定し、子どものエスニシティ保持について保障している。

以上のことから、エスニシティ保持は少数民族のアイデンティティに係る重要な権利として捉えられ、保障すべきものとして世界的に認知されていると考えられる。

2-4 エスニシティと教育

では、以上述べてきた「エスニシティ」と教育はどのようなつながりを持つのであろうか。今一度、国際人権規約に注目しつつ、論を進めてみよう。A規約第13条第1項に次のような規定がある。「この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。(中略) 締約国は、教育がすべての者に対し、(中略) 諸国民の間及び人種の種族的又は宗教集団の間の理解、寛容、及び友好を促進すること(中略)を可能にすべきことに同意する」と規定し、また第3項では「この規約の締約国は、父母及び場合により法的保護者が、公の機関によって設置される学校以外の学校であって国によって定められ又は承認される最低限度の教育上の基準に適合するものを児童のために選択する自由並びに自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する」と規定している。

さらに、「子どもの権利に関する条約」では、第29条(c)(d)項でそれぞれ教育の目的とは「子どもの親、子ども自身の文化的同一性、言語および価値、子どもが居住している国および子どもの出身国の国民的価値ならびに自己の文明と異なる文明についての尊重を進展させること」「あらゆる諸人民間、民族的、国民的および宗教的集団間ならびに先住民族間の理解、平和、寛容、性の平等および友好の精神の下で、子どもが自由な社会において責任ある生活を送れるようにすること」であると規定している。エスニシティが往々にして一国内、或いは国境を越えた民族間のコンフリクトとなり得ることは、2-1において述べたとおりであるが、そのような事態を防止するためには教育の力に待たねばならないことをこれらの条文は示唆していると考えられる。

以上の条文には既に多文化教育の重要な論点が含まれているが、改めて、このような条文の内容を実現する教育とはどのような教育であるか考えてみたい。それは2-2で述べたエスニシティに対する国家のアプローチで言うなら、③の「多元主義アプローチ」を基軸にした教育であると考えられる。多民族社会では、多様な人種やエスニック・グループが各々の文化や言語を維持しつつ存在している。相互の偏見やステレオタイプの発生を防ぐため、多様な文化や言語の理解を促進する教育が学校や企業において必要になる⁸⁾。これこそが多文化教育であると考えられる。特に「コーポレート多元主義」政策を採る多民族国家においては明確で、多種多様な文化的・民族的背景を持つ青少年、特に少数民族や移民など、社会的に不遇な立場にあるマイノリティ集団の子どもたちに対して平等な教育機会を保障するために、彼らのエ

スニシティや文化的特質を尊重して行われる教育ということになる。

このようなエスニシティ尊重の態度は、エスニック・マイノリティの人権尊重と密接不可分の関係にあるのであって、教育はそのために重要な役割を果たすことになるのである。そして多文化教育は国際化時代の教育理論として注目されている⁹⁾。本節で述べた多元主義及び多文化教育の概念は、次節以降、中国少数民族教育政策の特質を解明する上で重要な比較基準となる。

3 中国共産党による少数民族政策——「夷・狄」から「少数民族」へ

3-1 中華思想的民族観

前節において、文化人類学及び国際社会学の成果を援用し、さらに国際条約の関係規定を検討することにより、エスニック・マイノリティの人権にとって、エスニシティ尊重が極めて重要であることが明らかになった。それは多元主義政策をとる社会において行われる多文化教育によって保障され得るのであった。

それでは、中国において少数民族とそのエスニシティは権力側によってどのように認識されているのであろうか。ここでは1949年以前と以後、すなわち「旧中国」と「新中国」でどのように少数民族観が変化したのか明らかにし、その上で中国におけるエスニシティと教育の関係について考える。

まず旧中国におけるマジョリティ(主として漢族)の意識構造を把握するところから始めよう。旧中国におけるマジョリティの代表的な世界観として知られているのが「中華思想」と俗称される意識構造である。中国史の小倉芳彦はそれを「『文化』の構造」というモデルで解釈する¹⁰⁾(図1参照)。

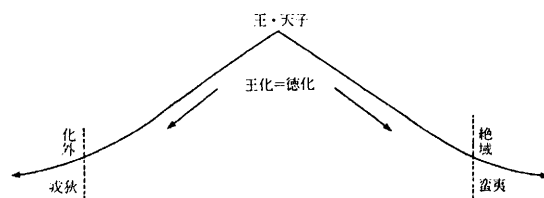


図1 小倉芳彦「中国の歴史」諏訪哲郎編『現代中国の構図』

古今書院、1987、22頁より転載。

この国では、ピラミッドの頂点には王ないし天子がおられ、その徳が傾斜に沿って周辺に流れていき、化外・絶域における戎狄・蛮夷に行くほど「文化」度が薄くな

っていることを示している。また左右に矢印がついているのは、天子に統治されている土地（天下）は無限の広がりを持っており、天子の徳化・王化も理念の上では無限の可能性を持つことを意味している。もし「中国はここまで」という国境を自分で設定して、ここから先は王化の届かぬ所と区切るならば、自己矛盾となるからである。ゆえに近代国家の「国境」概念は存在せず、そこでは当然、民族や種族の特殊性、固有性は否定される。民族の違いを認めて、そこには文化が及ばないとすれば、王化・徳化の可能性を否定することになるからである。

従って、「夷・狄」は「文化」の果てに住む民として当然蔑視されており、禽獣に近い存在であったが、といって天下体制から排除されず、包摂されており、この点で中国「文化」は公開的であった。なぜなら「夷・狄」であっても「中国文化」を身につけていった場合、その者は個人として中央の文化に近づいていくことが可能であったからである。

これは「以夷制夷」（夷を以って夷を制す）とする旧中国統治体制の政策によるものであった。中央権力は少数民族の指導者に官職を与えて王朝の行政システムに引き入れて各地域を治めさせる間接統治を行ったのである。その際に少数民族指導者に漢民族的な姓を与えることによって、中央の政治システムの中で役職を担う人物に位置づけたのである。

以上をまとめるならば、旧中国における中華思想的世界観のなかでは、少数民族固有の文化という観点は存在せず、漢族と少数民族の違いは文化の程度の違いなのであって、「異質の文化」という観念はなく、極端なエスノセントリズム（自民族中心主義）が支配する世界であったと考えられる。なお、2-2で提示したマイノリティ文化に対するアプローチの類型で考えるならば、「人種主義」及び「同化主義」の特質を併せ持ったものであるとも言えよう。

3-2 少数民族概念の誕生

以上のような旧中国の中華思想的世界観の下では、エスニシティの差異に基づいた「少数民族」という認識は存在しなかった。それでは「少数民族」という概念はいつごろ誕生したのであるのか。

中国共産党の第1次から第4次に至る代表大会関連文書に、「民族」「被圧迫民族」等の言葉が使用されている¹³⁾ほか、「異種民族」、「各該民族」、「弱小民族」等の語を用いてモンゴル、チベット、ウイグル各民族を表現した。この時期、李大釗、陳独秀、瞿秋白など党活動家が「弱小民族」、「小民族」、「国内諸民族」等の語を常用している¹⁴⁾。瞿秋白は『十月革命と弱小民族』で「某地におい

て少数を占める民族」という表現を使っている¹³⁾。また1924年、孫文の制定した「中国国民党第1次代表大会宣言」のなかでは「中国境内各民族」という表現があるほか「少数民族」という語を使用しており¹⁴⁾、中国側研究者はこれが公式に使用された最初の例だと考えている。

中国共産党が最初にこの語を使用したのは、1929年11月のことであったとされる。党中央は「西北軍工作に関する指示」及び「国民軍工作方針に関する決議」のなかで、「馮玉祥軍は甘肅において回族に対して適切な政策を講ずるべきで、この少数民族の政治及び経済における生存の権利を損ねない」¹⁵⁾旨述べている。

この後「少数民族」の語は1928年7月に可決した「共産党党章」に見つかる¹⁶⁾。このとき、「少数民族」の内包するものは、1926年当時より広く、蒙（モンゴル）、回、朝鮮、高山、蔵（チベット）、ウイグル等新疆の民族、苗（ミャオ）、黎（リー）等の民族を含んでいた。

これ以降、暫くは「少数民族」と同様に「弱小民族」、「小民族」及び「落後民族」が併用されたが、49年以降になってようやく、党及び政府の文書・法規、また社会生活においても「少数民族」という語が使用されるようになった。同時によく使用される言葉には「兄弟民族」及び「少数民族兄弟民族」がある。

以上のような「少数民族の発見」ともいえる背景には、言うまでもなくマルクス・レーニン主義の影響がある。小論で「マルクス・レーニン主義の民族観」という一大テーマを詳述する余裕はないが、中国共産党はそれをどのように解釈し、受容しているのであろうか。中国知識人は次のように簡潔にまとめている¹⁷⁾。

- ① 世界の各民族はすべて人類の物質的・精神的財産の創造者なのであり、人類の歴史発展と世界文明の創造にそれぞれ自己の貢献をしてきたのであって、種々の歴史的・社会的な原因のために、各民族の政治、経済、文化の発展のレベルが違おうと、民族に大・小、強・弱、先進・途上の違いがあろうとも、民族の優劣などはまったく存在しないのだ、という考え方。
- ② 各民族プロレタリアートによる国際的団結と、各国プロレタリアートによると被抑圧民族の団結は、プロレタリアート革命が勝利するためにまず必要な条件であるという考え方。
- ③ 無産階級の民族平等観の具体的な内容は、階級の一掃を要求するものであるとの考え方。
- ④ マルクス主義の民族平等観は、各民族が、政治・法律において、平等の権利を享有することを主張

するだけでなく、各民族の実際生活における様々な側面（政治、経済、文化及び言語を含む）における完全な平等を主張すること。

3-3 現行法令における規定

それでは、以上のような少数民族概念の発展は、中国現行法規においてどのように活かされたのであろうか。

中華人民共和国憲法（1982年憲法）はその序文で次のように規定している。

「中華人民共和国は、全国の諸民族人民が共同で作成した統一した多民族国家である。平等、団結及び相互援助の社会主義的民族関係は既に確立しており、引き続き強化されるであろう。民族の団結を守る闘争のなかでは、大民族主義、主として大漢族主義に反対し、また地方民族主義にも反対しなければならない。国家は全力を尽くして、全国諸民族の共同の繁栄を促進する」

ここで注目すべきは、中国が自らを「多民族国家」として認識していることであり、3-1で述べた旧中国の「中華思想」及びエスノセントリズムが否定され、排除されていることである。その一方で「地方民族主義」にも反対しているものであり、独立及び地方分権のゆきすぎには否定的態度を明示していることにも注意が必要である。憲法は更に第4条で上記序文の精神を具現化している。

「中華人民共和国の諸民族は、一律に平等である。国家は、すべての少数民族の合法的な権利及び利益を保障し、民族間の平等、団結及び相互扶助の関係を維持、発展させる。いずれの民族に対する差別と抑圧を禁止し、民族の団結を破壊し、または民族の分裂を引き起こす行為は、これを禁止する。

国家は、それぞれの少数民族の特徴及び必要に基づき、少数民族地区の経済及び文化の発展が速まるように援助する。

少数民族の集住している地域では、区域自治を実施し、自治機関が設置されて、自治権を行使する。いずれの民族自治地域も、すべて中華人民共和国の切り離すことのできない一部である。

いずれの民族も、自己の言語、文字を使用し発展させる自由を有し、風俗習慣を保持又は改革する自由を有する」

この条文は、少数民族のエスニシティ保持を含む諸権利を包括的に保障したものであり、注目に値しよう。特に最後（第4段）の規定については憲法第36条に規定される「宗教信仰の自由」をも包含する形で、国家公務員がそれを犯した場合、刑法の適用もありうるなど、厳しいものになっている。

「刑法第147条 国家公務員が不法に公民の正当なる宗教信仰の自由を奪い、少数民族の風俗習慣を犯した場合、情状のゆゆしきものについては、2年以下の有期徒刑或いは拘禁に処する。」¹⁸⁾

ここでも、少数民族の権利を保障する一方で、分離主義や過度の民族主義を警戒する明確な姿勢が貫かれている。例えば、第1段冒頭の「合法的な」権利及び利益とはどのような基準によるのか、誰が決めるのか曖昧である。次に、「差別と抑圧」、「民族の団結を破壊し、又は民族の分裂を引き起こす行為」の禁止は、マジョリティのマイノリティに対するそれだけではなく、その逆も成り立つことになる。更に、第3段は実質的に2-2で言う「連邦主義」や「分離・独立主義」に反対していると解釈できる。法が、あらかじめ少数民族の自己決定権に制限を加えているのである。

憲法はこの他、第2章「公民の基本的権利及び義務」を設けている。これは中国における人権のプログラムと言うべきものであり、すべての公民に「法の前での平等」（33条）、「選挙権と被選挙権」（34条）、「言論、出版、集会、結社、行進、示威の自由」（35条）、「宗教信仰の自由」（36条）、「人身の自由の不可侵」（37条）、「人格の尊厳の不可侵」（38条）、「住居の不可侵」（39条）、「通信の自由と通信の秘密の不可侵」（40条）、「批判、提案、請願、告訴、告発をする権利、賠償を受ける権利」（41条）、「労働の権利」（42条）、「休息の権利」（43条）、「定年退職者の生活保障」（44条）、「老齢、疾病、労働能力喪失者が物質的援助を受ける権利」（45条）、「教育を受ける権利」（46条）、「科学研究、文学・芸術創作、及びその他の文化活動を行う自由」（47条）、「婦人の権利と利益」（48条）、「国家による婚姻、家庭、老人、婦人、児童の保護」（49条）、等の諸権利を保障しており、中国公民である限り、エスニック・マイノリティにも適用されるのである。

憲法はまた第3章「国家機構」及び第6章「民族自治地域の自治機関」において第112条から第122条まで11か条を費やし、少数民族地域の自治機関及び制度について定めている。同章第7節「人民法院及び人民検察院」では第134条で「いずれの民族公民も、すべて自民族の言語・文字を用いて訴訟を行う権利を有する」と定めている。

憲法による少数民族の権利は以上のように規定されているが、加えて、少数民族に関連の法律として、1984年に公布された「民族区域自治法」がある。その「序言」に記されているように、この法律は憲法規定にある民族区域の自治制度を実施するための基本となる法律である

が、少数民族を中央政府の下に管理する色彩の濃いものでもある。その構成は「序言」、「第1章 総則」、「第2章 少数民族自治地方の建設と自治機関の構成」、「第3章 自治機関の自治権」、「第4章 少数民族自治地方の人民法院と人民検察院」、「第5章 少数民族自治地方における民族関係」、「第6章 上級国家機関の指導と援助」及び「第7章 附則」である¹⁹⁾。

以上、エスニック・マイノリティに関連する法律の概観を通して理解できることは、過去のエスノセントリズムの反省の上に立ち、少数民族のエスニシティを認識し、その権利を人権のプログラムに基づいて保障していることである。しかしその一方で、種々の制限や関連する法規を整備し、中央による統治を強化していることも注目される。そして更に重要なのは、憲法に定められた人権のプログラムの中に、「宗教信仰の自由」を除く「内心の自由」、つまり前節で述べた国連「B規約」第18条にあった「思想・良心の自由」が含まれていないことである。前述の如く、エスニシティとは第三者によって知覚できるものだけではないということを考えれば、ここにもエスニシティ尊重に対する中国憲法の限界が感じられる。

3-4 中国における教育とエスニシティ

少数民族のエスニシティに対する中国共産党の態度は3-2及び3-3で明らかになったが、その結果を踏まえてここでは中国における教育とエスニシティの関係を考えたい。

新中国において、現在の少数民族教育の基礎となる方針が打ち出されたのは、1951年に北京で開催された第一次全国民族教育会議であった。会議においては「少数民族の教育建設は、新中国における教育建設の重要な部分であり、新中国の建設の前途すべてにとって、重大な関係がある」との認識が示され、以下7項目の指摘がなされた²⁰⁾。

- ① 少数民族教育は、必ず新民主主義の内容にて、各民族人民の発展と進歩に適合する民族的形式をとること。
- ② 各級の教育行政及び教育部門は、少数民族教育工作に対する指導を十分に重視し、強化しなければならないこと。
- ③ 少数民族教育は目下のところ少数民族幹部の養成を主要任務とし、同時に小学校教育及び成人余暇教育に力を入れること。
- ④ 各少数民族地区は段階的、系統的に愛国主義、特に抗美援朝を中心とする政治思想教育を実施し、帝国主義の侵略に反対し、帝国主義や国民党反動

派の残党の影響を肅清すること。大民族主義と狭隘な民族主義を克服すること。

- ⑤ 少数民族学校の教授計画及び教授大綱は、教育部の規定するものを基礎に、具体的状況を結合し、或いは補充を加えるべきであること。
- ⑥ 現行の通用する文字を有する民族は小学及び中学においては必ずその民族の言語で授業を行わなければならない、その他の必要と希望に基づいて漢語の授業を行うことができること。
- ⑦ 一般的基準に基づいて少数民族地区の経費を交付する他、特別支出金を交付し、特殊な困難を解決すること。

これらの方針は文化大革命開始までの十数年間にわたり中国少数民族教育の拠り所となるものであると同時に、現行の少数民族教育にも多大な影響を与えている。

さて、文革時期の少数民族教育について小論では詳述できないが、一般の学校教育と同様、教育現場は多大な混乱と後退を余儀なくされたという認識が一般的である。状況が改善されたのは、文革終結後の80年10月に教育部及び国家民族事務委員会が発出した「民族教育工作の強化に関する意見」によってである。

「少数民族地区の四つの現代化建設と繁栄・発展には多くの人材が必要であり、必ず種々の学校教育を発展させなければならない。少数民族出身で、社会主義路線と党の指導を堅持する、専門知識と能力のある多くの幹部がいなければ、特に科学技術及び管理人材が大量にいなければ、民族間の事実上の不平等を取り除き、我が国の民族問題を徹底的に解決することは明らかに不可能なのである。我々が少数民族を援助する最も将来の見通しを持った方法は、教育をうまくやり、力を入れて人材を養成することである。²¹⁾」

ここでは78年末に開催された「三中全会」（中国共産党第十一期中央委員会第三回全体会議）における方針決定が反映している。三中全会は、「活動の方針を社会主義近代化に移行させる」ことを目的に、「四つの現代化」を強力に推進することを決定したのであった。ここから、改革開放時代の少数民族教育の骨子は、産業の発展に寄与する技術者及び幹部人材の育成であることが理解できる。

それに続く81年2月には、第三回全国民族教育工作会議が開催される。これにより、文革後における少数民族教育の具体的方針が提示された。それは以下の五点にまとめられる²²⁾。

- ① 様々のレベル及び種類の学校における思想政治教育を強化すること。

- ② 初等・中等教育に力を入れ、少数民族地区の実際情況に基づいて、多くの形式により、期間と数を分けて、小学教育の任務を徐々に完成させること。中等教育は異なる情況を考慮し、適度に発展させるべきであり、同時に教育の質的向上に注意すべきであること。
- ③ 少数民族の中等専門教育と高等教育を調整しうまく行うこと。現在10校ある民族学院の建設をうまく運営すること。各自治地方の中等専門学校や高等教育機関をうまく運営し、少数民族の在校生の比率を徐々に高めること。単科大学と総合大学の少数民族クラスを継続してうまく運営し、同時に民族言語を教授する専攻を適度に増設すること。
- ④ 極力非識字を一掃し、成人教育を徐々に発展させること。
- ⑤ 少数民族に対する師範教育を強化し、少数民族の教師隊伍の建設をうまく行うこと。このため民族師範大学及び学院を積極的に回復・発展させなければならないこと。現職教師の研修・向上仕事を強化すること。様々な方法で教師を辺境や少数民族地区へ継続的に派遣し従事させること。

このように、政府公式文書及び研究者の認識を総括すると、教育において少数民族のエスニシティをいかに尊重するかという2-4における論点からの記述は少なく、むしろ思想統制、国民の教育水準のボトム・アップ及び経済発展・産業育成のための人材育成という視点から少数民族教育が捉えられていることに気付くだろう。産業振興のための人材育成においてまず重要なのは、一定レベルの教養と技術を有するスタンダードの人材を大量に養成することである。この点で、前稿で紹介した桂北地区における義務教育普及の目的及び現状と一致することが分かるだろう。問題は、このスタンダードが、往々にして、マジョリティの持つ文化に大きく影響されるということなのである。この点については、稿を改めて論述したい。

4 おわりに

小論の目的は、多元主義及び多文化教育の理論と中国共産党の少数民族観及び少数民族教育政策を比較し、中国少数民族教育の特質を考えることであつた。

まず、エスニシティの活性化が民族間のコンフリクトの原因となり得ること、エスニシティ尊重・保全の言説は少数民族の権利保障と密接不可分であること、教育こそ民族統合のための有力な手段であること、そのような

教育は多元主義の統合理論に基づく「多文化教育」が有力であることを述べた。

次に、中国共産党の少数民族観に注目した。旧中国と新中国の少数民族観の比較で捉えると、旧中国では極端なエスノセントリズムが支配する世界であつたのに対して、新中国成立以降は「少数民族」という言葉が定着し、エスニック・マイノリティの権利が保障された。その根底にはマルクス・レーニン主義の民族観があり、憲法や少数民族関連の法律に反映されている。少数民族の管理を法律によって強化し、地域開発のための学力の底上げと人材育成に力を注いでいるのが現代中国の少数民族教育の特徴である。

結論として、中国の少数民族教育とは、少数民族文化の独自性保持を文化相対主義の立場から権利として認めそれを積極的に保護する立場であるというより、少数民族地域を経済発展の足枷と見なし、中央の管理のもとで訓育すべきものとする視点により行われる教育であるとも考えられる。2-2の分類で言えば多元主義の下位分類である「リベラル多元主義」に近いといえるが、その本質はマルクス・レーニン主義の発展理論に裏づけされた開発教育であるとも考えられる。

教育の目的が異なれば結果も違ったものとなるだろう。中国における少数民族教育の動向を注意深く見守りたい。

参考文献

- 1) 登坂学「中国農村における義務教育普及問題——桂北少数民族地域を中心に」『九州保健福祉大学研究紀要4』2003, 221-231頁.
- 2) 宮沢俊義編『世界憲法集』岩波文庫, 1983, 385頁. 以下, 中国憲法(1982年憲法)の「序言」及び「条文」はここから引用した.
- 3) 綾部恒雄他編『文化人類学2 民族とエスニシティ』アカデミア出版会, 1985.
- 4) 同上.
- 5) 梶田孝道『エスニシティと社会変動』有信堂, 1988, 21-23頁. ここで引用した他, 関根は「多元主義」の下位分類として「連邦制」を併記し, もう一つのアプローチとして分離独立主義を挙げている.
- 6) 関根政美「エスニシティの社会学」梶田孝道編『国際社会学』名古屋大学出版会, 1992, 31-34頁.
- 7) これ以降の国際条約については, 『解説教育六法 1991平成3年版』三省堂, 1991によった.
- 8) 前掲, 梶田編『国際社会学』, 321頁.
- 9) 朝倉征夫「教育の国際化に関する考察——教育への権利と多文化教育を中心に」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』創刊号, 1990, 3-16頁.
- 10) 小倉芳彦「中国の歴史」諏訪哲郎編『現代中国の構図』古今書店, 1987年, 21-25頁. 横山廣子「中国の社会組織」同上, 173-177頁.
- 11) 例えば, 「中国共産党第二次全国代表大会宣言」『中共党史導読』(上冊), 中国広播電視出版社, 1991, 175頁. 「中国共産党第四次全国代表大会对于民族革命運動之議決案(節選)」同上, 243頁.
- 12) 同上.
- 13) 金炳載 「“少数民族”一詞在我国何時出現」『民族団結』1987年6月号, 47頁.
- 14) 「中国国民党第一次代表大会宣言」『中共党史参考資料』(二)人民出版社, 1979, 1-11頁.
- 15) 前掲「“少数民族”一詞在我国何時出現」.
- 16) 同上.
- 17) 卓斯郎, 王玉, 李瑞「馬克思主義民族平等団結思想在中国的勝利」『内蒙古社会科学』1983年2月号, 23-29頁.
- 18) 羅建平, 王元 編著『刑法基本知識』教育科学出版社, 1986, 302頁.
- 19) 『中華人民共和國法律匯編1979-1984』人民出版社, 1985, 538-553頁.
- 20) 教育科学研究所『教育大事記1949-1982』教育科学出版社, 1984, 47-48頁.
- 21) 同上, 594頁.
- 22) 同上, 608頁.